

答申第5号
平成29年4月25日

南三陸町長 佐藤 仁様

南三陸町
情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐藤 徳憲

オンライン結合による個人情報の提供について（答申）
平成29年1月10日付け南三陸町税第1262号で諮詢のありましたこのことについて、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

1 審査会の結論

国民健康保険制度の運営主体変更に伴うオンライン結合による個人情報の提供は、「3 審査会における検討・判断」に記載のとおり、公益上の必要があること及び個人の権利利益を侵害するものではないことを認める。

2 諒問の概要

町は、国民健康保険制度の運営主体変更により、宮城県が、その処理すべき事務の一部を宮城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することに伴い、国民健康保険の資格情報その他の個人情報について、オンライン結合による国保連合会への提供を開始する。

このオンライン結合による個人情報の提供は、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号。以下「条例」という。）第11条第1項（オンライン結合による提供の制限）に定める「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするもの）による個人情報の実施機関以外のものへの提供」に該当する。

のことから、実施機関である町長は、条例第11条第1項に照らし、本件オンライン結合による個人情報の提供が「公益上の必要があり、かつ、個人の権利

利益の侵害を防止するための措置が講じられているものと認められるかどうか」に関し、条例第11条第2項に基づき当審査会に意見を求めたものである。

3 審査会における検討・判断

(1) 公益上の必要

国民健康保険制度の運営主体の変更は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により進められるものであり、平成30年4月から、宮城県であれば、宮城県とその県内35の全市町村が一の保険者となった上で、それぞれ役割を分担し、制度・財政運営を行っていくものである。

個人情報の提供先となる国保連合会は、国民健康保険法第7章に基づき、保険者が共同してその目的を達成するために設立され、当該設立に当たっては知事の認可が求められる法人である。国民健康保険法第84条第3項においては、都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の3分の2以上の保険者が加入したときは、当該区域内のその他の保険者は全て当該連合会の会員となるともされ、宮城県にあっては、現に全ての市町村が加入している団体である。

また、国民健康保険制度は、多くの住民と密接に結びつき、生活の基盤ともいえる制度であり、医療の給付その他の事務の執行に当たっては、正確かつ最新な情報によることが求められる。

こうしたことから、国保連合会という団体の性格に加え、例えば正確な被保険者資格の得喪状況の把握にもより資することとなるといった効果等に鑑みれば、一定の公益性が認められるものである。

(2) 個人の権利利益を侵害しないこと

これまで、国保連合会に対する個人情報の提供は、個別に電子データを抽出し、これを電子媒体に一旦記録した上、電子データにより送信してきたとされる。

今般のオンライン結合による国保連合会への個人情報の提供は、そうした取扱いにおいて機密性が失われるといったおそれについて基本的には解消し得る仕組みともなる。また、このオンライン結合においては、いわゆるファイアウォールといったシステムも採用し、最低限必要と考える物理的なセキュリティ対策も図られている。

この他、近く国保連合会と取り交わす予定の「個人情報の取扱いに関する覚書」においては、個人情報に係る秘密の保持に加え、個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置等が定められており、これに基づいた適切な事務の執行等が期待されるものである。

これらに鑑みれば、今般のオンライン結合による国保連合会への個人情

報の提供は、予定するセキュリティ対策及び各種定めの遵守が徹底・確立される限り、個人の権利利益を侵害するものではないと認められる。

4 参考（審査会における処理の経過）

年 月 日	処 理 概 要
平成 29 年 1 月 10 日	諮問書の受理
平成 29 年 1 月 13 日	諮問書（添付資料を含む。）の内容の各委員に対する事前提示
平成 29 年 2 月 2 日	平成 28 年度第 3 回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の招集開催 ・ 諒問実施機関（担当：町町民税務課）による説明 ・ 審議（質疑応答を含む。）
平成 29 年 3 月 28 日	平成 28 年度第 4 回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の招集開催 ・ 審査会確認事項等に対する諮問実施機関（担当：町町民税務課）による説明 ・ 審議（質疑応答を含む。）
平成 29 年 4 月 25 日	諮問実施機関に対する答申